

## 関係法令（抜粋）

### 図書館法

（図書館協議会）

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

### 山形市立図書館条例

（協議会）

第7条 法第14条第1項の規定により、図書館に、山形市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）図書館に関するボランティア活動を行う者
- （4）学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 山形市立図書館条例施行規則

（委員長等）

第18条 条例第7条に規定する山形市立図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めるものとし、その任期は、2年とする。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第19条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（意見の聴取）

第20条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第21条 協議会の庶務は、図書館において処理する。